

定期監査の結果

(令和元年度財務)

愛媛県監査事務局

1 監査等の種類

定期監査（財務監査）

2 定期監査の着眼点

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）において、同条第1項の規定による財務監査を、次の事項に主眼を置き実施した。

- ① 財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうか
- ② 経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的に行われているかどうか

3 定期監査の実施内容

監査に当たっては、愛媛県監査委員監査基準（令和2年4月1日付 愛媛県監査委員告示第1号）に準拠し実施した。

4 定期監査の対象及び執行状況

令和元年度財務に係る定期監査は227機関を対象として実施した。そのうち、163機関は実地により、64機関は書面により監査を実施した。

| 区分 | 実地監査 | 書面監査 | 計 |
|----------------------|------------|-----------|------------|
| 知事部局 | 111 | 14 | 125 |
| 本庁 | 65 | 0 | 65 |
| 地方局 | 33 | 0 | 33 |
| 地方機関 | 13 | 14 | 27 |
| 諸局 | 4 | 0 | 4 |
| 本庁 | 4 | 0 | 4 |
| 教育委員会 | 30 | 41 | 71 |
| 本庁 | 8 | 0 | 8 |
| 地方機関（高等学校等） | 22 | 41 | 63 |
| 公安委員会 | 8 | 9 | 17 |
| 本庁 | 1 | 0 | 1 |
| 地方機関（警察署） | 7 | 9 | 16 |
| 公営企業管理局 | 10 | 0 | 10 |
| 本庁 | 3 | 0 | 3 |
| 地方機関（病院等） | 7 | 0 | 7 |
| 合計 | 163 | 64 | 227 |
| 本庁 | 81 | 0 | 81 |
| 地方機関（地方局を含む。） | 82 | 64 | 146 |

5 定期監査の結果

（1）監査結果の処理区分

ア 指摘事項

・公表事項

事務の管理・執行などが適当でなく、法令等に違反していたもの、著しく不経済又は非効率的な執行となっているもの、外部への影響が大きいものなど、重大な不備に該当するもの

・通知事項

事務の管理・執行などが適当でないが、重大な不備までには至らないもの

イ 留意事項

軽易な事務処理誤りなど

(2) 指摘事項の状況

令和元年度財務に係る指摘事項の内訳は次のとおりである。

なお、主な指摘の内容は、本書付録に収録している。

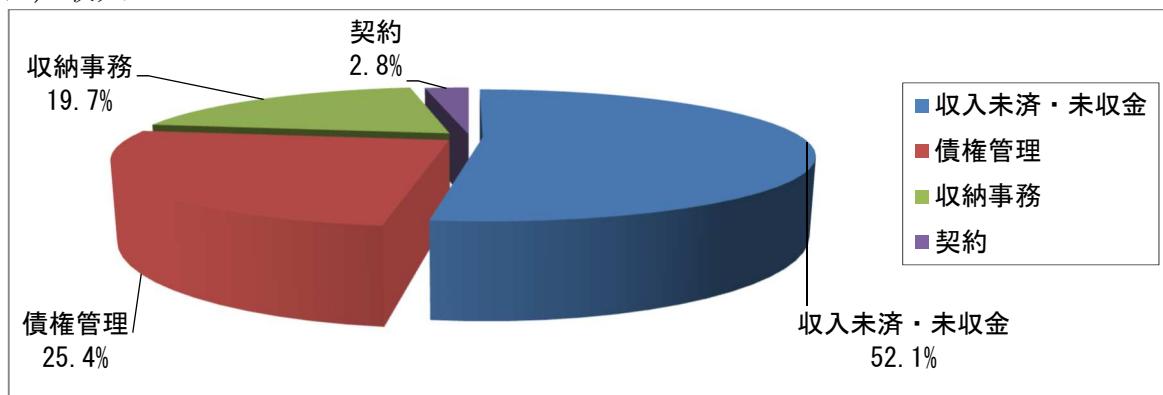
ア 会計別

| 区分 | 指摘件数 | うち公表 |
|-----------|------------|-----------|
| | | |
| 普通会計 | 125 | 52 |
| 企業会計 | 15 | 13 |
| 合計 | 140 | 65 |

イ 内容別

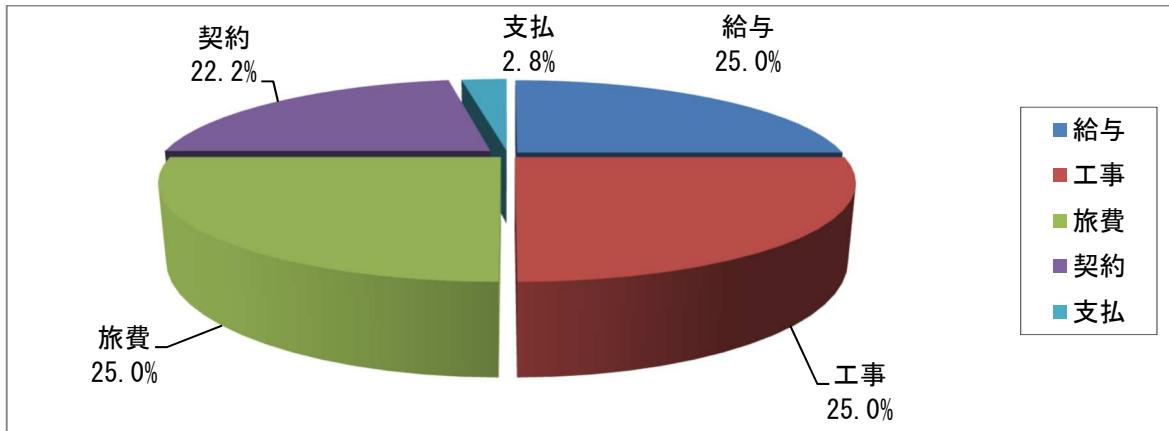
| 区分 | 収入 | 支出 | 財産管理・その他 | 計 |
|---------|-------|-------|----------|--------|
| 指摘件数 | 71 | 36 | 33 | 140 |
| うち公表 | 55 | 3 | 7 | 65 |
| 構成比 (%) | 50.71 | 25.71 | 23.57 | 100.00 |

(ア) 収入



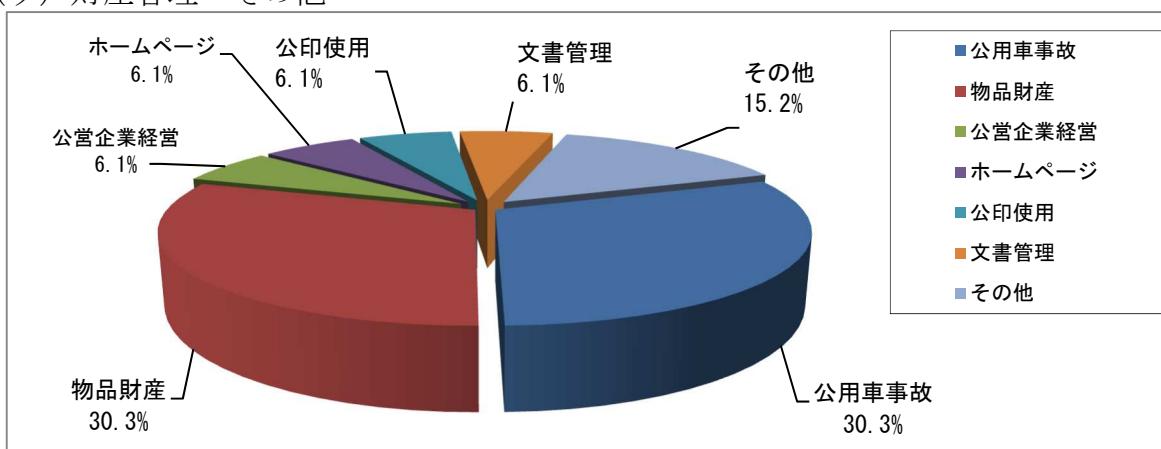
収入に関する指摘件数は、収入未済・未収金に関すること 37 件、債権管理に関すること 18 件、収納事務に関すること 14 件、契約に関すること 2 件である。

(イ) 支出



支出に関する指摘件数は、給与に関すること 9 件、工事に関すること 9 件、旅費に関すること 9 件、契約に関すること 8 件、支払に関すること 1 件である。

(ウ) 財産管理・その他



財産管理・その他に関する指摘件数は、公用車事故に関する件数が10件、物品財産に関する件数が10件、公営企業経営に関する件数が2件、ホームページに関する件数が2件、公印使用に関する件数が2件、文書管理に関する件数が2件等である。

(3) 留意事項の状況

令和元年度財務に係る留意事項の内訳は次のとおりである。

なお、主な留意の内容は、本書付録に収録している。

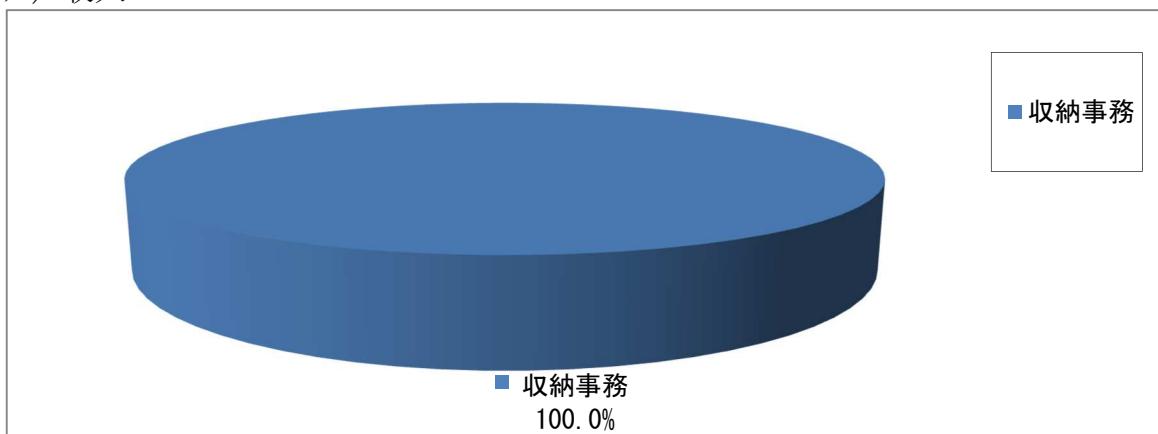
ア 会計別

| 区分 | 留意件数 |
|-----------|------------|
| 普通会計 | 162 |
| 企業会計 | 3 |
| 合計 | 165 |

イ 内容別

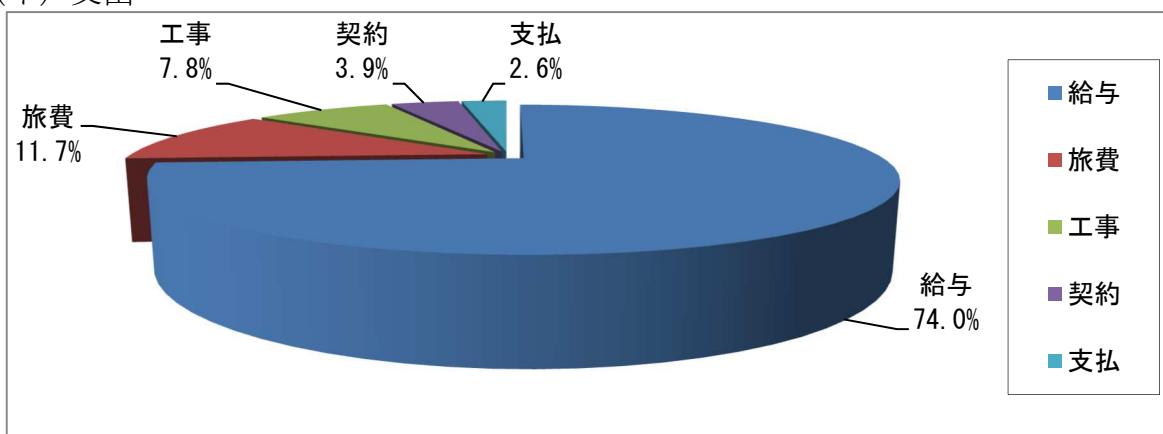
| 区分 | 収入 | 支出 | 財産管理・その他 | 計 |
|---------|------|-------|----------|--------|
| 留意件数 | 4 | 77 | 84 | 165 |
| 構成比 (%) | 2.42 | 46.67 | 50.91 | 100.00 |

(ア) 収入



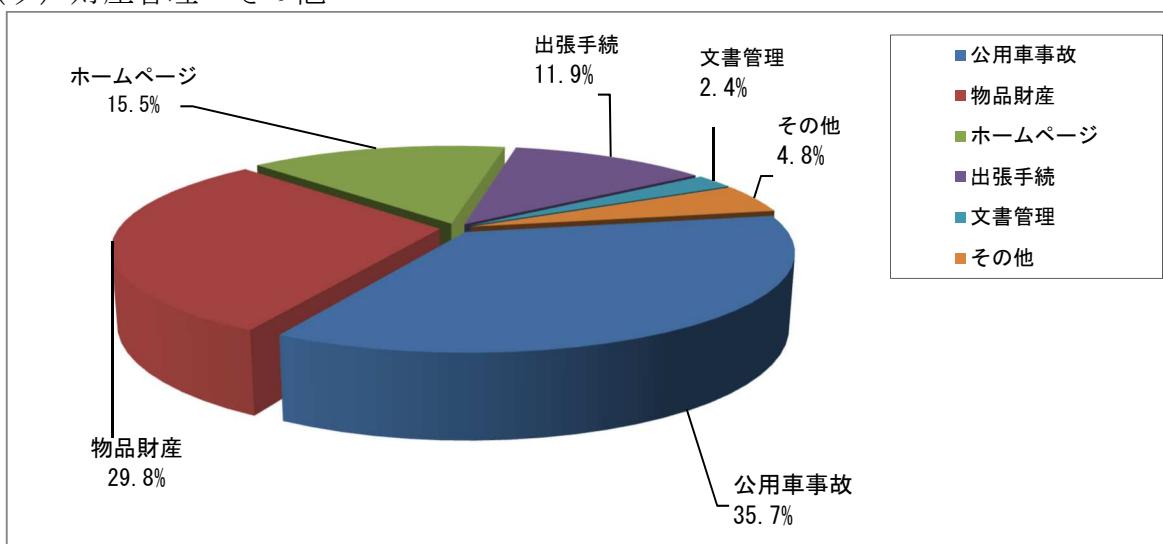
収入に関する留意件数は、収納事務に関する件数が4件である。

(イ) 支出



支出に関する留意件数は、給与に関すること 57 件、旅費に関すること 9 件、工事に関すること 6 件、契約に関すること 3 件、支払に関すること 2 件である。

(ウ) 財産管理・その他



財産管理・その他に関する留意件数は、公用車事故に関すること 30 件、物品財産に関すること 25 件、ホームページに関すること 13 件、出張手続に関すること 10 件、文書管理に関すること 2 件等である。

付 錄

指 摘 事 項・留 意 事 項 の 状 況 (個 別 内 容)

第1 普通会計

1 収入に関すること

| 項目 | 内容 |
|----------------|--|
| (1) 収入未済に関すること | 収入未済の収入確保に努めるもの <ul style="list-style-type: none">・住宅貸付料・母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金・生活保護費戻入金・県税・児童福祉施設入所措置費負担金・子ども療育センター利用料金・児童扶養手当返還金・林業改善資金貸付金償還金・沿岸漁業改善資金貸付金償還金・住宅貸付損害金・奨学資金貸付金償還金・地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金・放置違反金・延滞金(放置違反金に伴うもの) |
| (2) 債権管理に関すること | 適切な債権管理が望まれるもの <ul style="list-style-type: none">・損害弁償金・非常勤嘱託職員報酬返納金・前払金余剰額に対する利息(工事請負契約の解除に伴うもの)・河川不法投棄処分費負担金・生活安定資金貸付金償還金・土木使用料(道路占用)・行政代執行費用(高濃度PCB廃棄物の処分に係るもの)・違約金(工事請負契約の解除に伴うもの)・違約金(貸付金償還金に伴うもの)・企業立地促進事業費補助金返還金・賠償金(公用車事故に伴うもの) |
| (3) 契約に関すること | 契約の履行の確保に適切を欠いていたもの <ul style="list-style-type: none">・飲料用自動販売機設置に係る賃貸借契約について、仕様書の定めによる販売実績報告書の提出をさせていなかったもの |

| 項目 | 内容 |
|----------------|--|
| (4) 収納事務に関すること | <p>ア 現金収納事務に適切を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金出納事務について、愛媛県会計規則の様式第10条の2に定める領収書を使用せず、任意の領収書を交付していたもの ・現金領収書について、領収書の宛名が申込者の氏名と相違していたもの ・現金出納事務について、現金出納簿を作成していなかったもの ・現金領収書について、交付が必要な地方局等に対し、愛媛県会計規則の様式第10号の2で定める50部つづりの冊子を崩して切り離した領収書を配付していたもの |
| | <p>イ 証紙収納事務に適切を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書等の書面と収入証紙の彩紋にかけての検印がなかったもの ・証紙収納簿への登記がなかったもの ・証紙収納簿の月計累計欄に検印がなかったもの |
| | <p>ウ 調定事務に適切を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借上公舎に係る住宅賃付料等の入居者負担額について、納入期限を経過した後に納入通知書が発送されていたもの |

2 支出に関すること

| 項目 | 内容 |
|--------------|--|
| (1) 契約に関すること | <p>ア 予定価格等の設定に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起案文書に記載されていた2か所の予定価格が相違していたもの <p>イ 契約の決定・締結に適切を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札について、愛媛県会計規則第138条第4項に基づく委任状に代理人の押印がなかったもの ・随意契約について、見積書の徵取を2者からするとしていたが、うち1者が辞退したため、愛媛県会計規則第147条に基づく2者以上の見積を徵することなく、残りの1者の見積を採用していたもの ・愛媛県会計規則第151条に基づく請書等を徵していなかったもの ・契約書に「個人情報取扱特記事項」を添付していなかったもの <p>ウ 契約の履行の確保に適切を欠いていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書の定めでは、事業計画書で定めた予算額の20%を超える変更があるときは、事前に事業変更計画書を提出させ、変更承認することとされていたが、事業変更計画書の提出もなく、変更承認もしていなかったもの ・業務計画書に業務の下請けについて記載があるものの、下請承諾の手続きが取られていなかったもの ・契約書に定められている実施計画書を提出させていなかったもの ・契約書に定められている実施計画書の承認手続が行われていなかったもの ・業務委託について民間の権利関係を定めた契約書の確認の必要性があるにもかかわらず、確認していなかったもの |
| (2) 給与に関すること | <p>ア 扶養手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・扶養手当取扱要領において、認定権者が扶養手当の認定を行ったときは、所属長及び本人に「扶養親族届兼扶養手当認定簿」の写しを送付することとなっているが、写しが保管されておらず、扶養手当の認定額の確認ができなかったもの <p>イ 住居手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家賃不要とする旨の契約書の記載を見落としたことにより、支給額が過支給となっていたもの ・住居届兼住居手当認定・確認簿に受理年月日を記載していなかったため、支給開始月が不明確な状況となっていたもの ・住居届兼住居手当認定・確認簿の決定(改定)欄に所属長公印の押印がなかったもの ・住居手当認定の手続きをすることなく支給額を減額していたもの ・住居届兼住居手当認定・確認簿に担当者確認印を押印していなかったもの ・要件を具備していることを証明する書類の中で、家賃に共益費や駐車場料金が含まれているか否かの表記が不明瞭であるにも関わらず、それに対する確認書類が添付されていなかったもの ・人事給与基本情報への記録誤りにより、支給額が過支給となっていたもの |

| 項目 | 内容 |
|-----------------|--|
| (2)給与に関すること(続き) | <p>ウ 通勤手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高速道路利用料金に係る運賃等相当額の算出に当たり、障がい者割引が適用されているにもかかわらず、朝夕割引適用通常料金を用いて算出したため、認定額が過大となっていたもの ・ 人事給与基本情報への記録誤りにより、支給額が支給不足となっていたもの ・ 高速道路料金における算定誤りにより、支給額が支給不足となっていたもの ・ 病気休暇中の支給できる場合の認識誤りにより、支給額が支給不足となっていたもの ・ 日々雇用職員等の通勤費用弁償について、通勤届兼通勤手当認定確認簿の支給基礎額の記載がなく、支給基礎額が決定されていなかったもの ・ 再任用職員の通勤手当について、再度雇用した際に必要な認定をしていなかったもの ・ 通勤届兼通勤手当認定確認簿の各月支給額の記載がなかったもの ・ 通勤届兼通勤手当認定確認簿の各月支給額が誤って記載されていたもの ・ 通勤届兼通勤手当認定確認簿に所属長印を押印していなかったもの ・ 通勤届兼通勤手当認定確認簿に担当者確認印を押印していなかったもの ・ 人事異動に伴い通勤経路及び通勤方法の変更があった職員について、速やかにその通勤の実情を通勤届兼通勤手当認定・確認簿により届出させていなかったもの ・ 職員給与条例改正(平成30年11月1日改正)の通勤手当の支給単位期間の上限が改正されたことに伴う通勤手当額の改定手続を行うことなく、支給していたもの |
| | <p>エ 超過勤務手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 週休日の振替に伴う集計誤りにより、支給額が過支給となっていたもの ・ 週休日の振替に伴う適用単価の誤りにより、支給額が過支給となっていたもの ・ 同一週を超えた週休日の振替に伴う勤務時間の認識誤りにより支給額に過誤が生じたもの ・ 同一週を超えた週休日の振替に伴う勤務時間の実績給与情報への記録誤りにより、支給額が支給不足となっていたもの ・ 超過勤務時間の集計誤りにより、支給額が支給不足となっていたもの ・ 運転用務に係る超過勤務手当について、旅行命令簿への記載がなかったため、支給の適否が不明確となっていたもの |
| | <p>オ 特殊勤務手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出張に伴う特殊勤務手当について、出張伺と復命書がなく、手当支給要件を満たしているか確認できなかつたもの ・ 実績給与情報の記録誤りにより、支給額が支給不足となっていたもの ・ 特殊勤務従事簿の記載誤りにより、支給額に過誤が生じていたもの |

| 項目 | 内容 |
|-----------------|---|
| (2)給与に関すること(続き) | <p>カ 管理職員特別勤務手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職員特別勤務実績簿が正しく作成されていなかったもの ・実績給与情報への記録誤りにより、支給額に過誤が生じていたもの <p>キ 現金支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精算手続をしていなかったもの <p>ク 支給定日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本来支給すべき支給定日に支給できていなかったもの |
| (3)工事に関すること | <p>ア 予定価格等の設定に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用した見積書を徴した後に予定価格を決定していたもの ・決裁権者の決裁を受けずに契約保証金を免除していたもの <p>イ 施工管理に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業法等に基づく、工事現場に「建設業の許可票」等が掲示されていなかったもの ・仕様書で定める産業廃棄物処理計画書及び添付書類(産業廃棄物処理委託契約書(写)、処理業者の許可証、処分場までの運搬経路地図及び写真、処理工程表)、施工計画書、産業廃棄物管理票を提出させていなかったもの ・一部再利用可能な県有物品を倉庫に保管し、それ以外のものは処分を行っていたが、設計図書等において書面による具体的な数量等の指示が行われていなかったもの ・変更契約を締結後において、契約書に定める変更工程表を請負者から提出させていなかったもの ・愛媛県土木工事共通仕様書に定める産業廃棄物処理委託契約書の写し等が提出されていなかったもの <p>ウ 設計積算に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更契約における産業廃棄物搬出量の集計誤りがあり、工事原価が過小となっていたもの ・不用土処分に要する費用の検討が十分に行われておらず、最も経済的な積算となっていましたため、工事原価が過大となっていたもの ・鉄筋工の規格及び鉄筋径を誤って積算していたため、工事原価が過少となっていたもの ・積算要領等の理解不足により、根拠のない作業工数の使用や技術料等経費の未計上など、不適切な積算を行っていたもの <p>エ 請負契約に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更契約図書において、設計書では施工対象外として計上していない構造物を、図面において誤って施工対象として記載していたもの ・産業廃棄物の処分における契約数量と実績が異なっていたにもかかわらず、変更契約を締結していなかったもの <p>オ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札及び契約の過程、内容等を契約を締結した日の翌日からホームページ等で掲示されていなかったもの |
| (4)旅費に関すること | <ul style="list-style-type: none"> ・航空機(出張パックを含む。)を自己手配した場合又は実費調整した場合の領収書等を所属で確認、保管していなかったもの ・私事旅行を伴う旅行について、書面による私事旅行実施申立書を徴していなかったもの ・加算日当が旅費システムへの未入力により、支給額が支給不足となっていたもの |

| 項目 | 内容 |
|-----------------|---|
| (4)旅費に関すること(続き) | <ul style="list-style-type: none"> ・公用車による行程距離200キロメートルを超える場合の日当(昼食代等相当額)が旅費システムへの未入力により、支給額が支給不足となっていたもの ・日当等の調整誤りにより、支給額が過支給になっていたもの ・航空賃等の精算誤りにより、支給額が過支給となっていたもの ・宿泊料の調整誤りにより、支給額が支給不足となっていたもの ・高速道路使用料の実費調整誤りにより、支給額が過支給となっていたもの ・既に債権者登録のあった職員で資金前渡の支払い手続きをしたことにより、本来出張した職員と資金前渡を受けた職員との齟齬が生じ、資金前渡を受けた職員が旅費を請求し、本来請求すべき職員に支給額を支給していたもの ・職員2名で出張した旅費の支出について、前渡資金で船賃を受領していた職員が船賃を重ねて請求し、本来請求すべき職員に支給額を支給していたもの ・旅行に要する時間算定に当たっては、社会通念上必要とされる時間等を勘案できるとされているが、移動時間として想定するには長く、用務実施準備等を現地で行う必要性において客観的に確認できなかったもの |
| (5)支払に関すること | <ul style="list-style-type: none"> ・年度の途中で、退学した者の就学支援金の扱いについて、事実発生日を決議日として、公金振替処理がなされていなかったもの ・ホテルの部屋の借上げについて、支払精算書等の支払事由欄に具体的な使途の記載がなかったもの ・特別支援教育就学奨励費について、通学費の算定及び認定誤りにより過誤が生じていたもの |

3 財産管理・その他

| 項目 | 内容 |
|------------------|---|
| (1) 物品財産に関すること | <p>ア 物品の管理に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒物・劇物の管理について、実際の数量と管理簿の数量が一致していなかったもの ・ 毒物・劇物の管理について、管理簿上で払出時における使用者と責任者確認印が同一人物となっていたもの ・ 毒物・劇物の管理について、在庫量がわかる管理簿の整理ができていなかったもの ・ 愛媛県会計規則第171条第2項に基づく、備品シールの貼付をしていなかったもの ・ リース物品について、物品管理簿への記載がなかったもの ・ 物品の廃棄について、愛媛県会計規則第175条第1項に基づく不用の決定を行わずに、物品管理簿上で廃棄処分していたもの <p>イ 物品の点検に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度に物品点検を実施したところ、16品(28点)の物品の亡失が判明し、物品点検が不十分であったと思慮されたもの ・ 平成28年3月29日付総務部長及び会計管理者通知においてルール化された方法で、愛媛県会計規則第181条に基づく点検を行っていなかったもの <p>ウ 生産品の管理に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産品受払簿の生産品の整理が適正にされていなかったもの ・ 生産品受払簿に物品出納者による確認がなされていなかったもの <p>エ 物品の事故に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車庫に駐車中の車両にシャッターが接触し、当該車両を毀損したものの ・ 車庫内の清掃作業において、駐車中の公用車に仮置きしていた棚が転倒し車両を毀損したもの |
| (2) 事故に関すること | <p>公用車に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公用車の運転中において、職員の不注意により人的・物損事故が生じていたもの ・ 愛媛県会計規則第233条に基づく事故報告が遅延していたもの |
| (3) 文書の管理等に関すること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 証紙収納事務について、文書システムへの登録、申請書余白への添付物品の種類や数量等の記載を行っていなかったもの |
| (4) 公印の管理等に関すること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現金取扱員の公印について、事前に押なつすることができないにもかかわらず、事前に押なつされていたもの ・ 現金取扱員の公印の押なつについて、公印使用簿への記載がなかったもの ・ 「工事成績評定通知書」を施工業者に交付する際に、公印使用簿に必要事項を記録することなく、公印を使用し交付していたもの |
| (5) 出張手続に関すること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公務出張にあわせて行った私事旅行について、取得すべき休暇の取扱いを誤っていたもの |
| (6) ホームページに関すること | <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページについて、最新の情報に更新されていなかったもの、リンク先が全く関係性のない箇所になっていたもの及びリンク切れ等が生じていたもの |

| 項目 | 内容 |
|--------------|---|
| (7)その他に関すること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別会計の健全な運営に向けて、より一層の努力が望まれるもの ・ タクシーの利用について、取扱基準で定める利用方法と異なる手順で乗車券を交付していたもの ・ 占用許可条件としている工事着手及び完了等における届出をさせていなかったもの ・ 募集要項に定める団体指定証の様式において、行政不服審査法による教示内容が適切な記載となっていたもの ・ 職員住宅の貸与について、職員住宅管理規程に定める住宅貸与許可書を発行していなかったもの ・ 運営要領で定める活動計画を期日までに策定していなかったもの ・ 所属長の決定を得ないまま振替休を取っていたもの |

第2 企業会計

1 収入に関すること

| 項目 | 内容 |
|--------------|---------------------------------------|
| (1)未収金に関すること | 未収金の収入確保に努めるもの ・個人医業未収金 ・医業外未収金 |

2 支出に関すること

| 項目 | 内容 |
|-------------|--|
| (1)契約に関すること | 契約の決定・締結に適切を欠いていたもの ・契約締結の意思決定を経ることなく公印を使用し、契約が締結されていたもの |
| (2)工事に関すること | ア 設計積算に関すること ・舗装工の二重計上及び舗装版破碎工の計上数量の誤りにより、工事原価の過誤が生じていたもの イ 施工管理に関すること ・産業廃棄物の運搬処分について、契約数量と実績が相違していたにもかかわらず、変更契約を行っていないかったもの |
| (3)給与に関すること | ア 超過勤務手当 ・勤務日の振替伴う超過勤務の適用単価の誤りにより、支給額が過支給となっていたもの ・超過勤務、休暇勤務及び夜勤命令簿の超勤命令欄に所属長の印がなかったもの イ 通勤手当 ・通勤届兼通勤手当認定確認簿の裏面に決定するべき手当額又は支給基礎額の記載がなく、手当額及び支給基礎額が決定されていなかったもの |

3 財産管理・その他

| 項目 | 内容 |
|--------------|--|
| (1)経営に関すること | ・工業用水道事業について、給水契約の維持や新規需要の開拓など、事業の安定を持続させるための取組みが望まれるもの ・病院事業について、財政健全化策に取り組んだ成果が見られるが、依然として厳しい財政状況が続いている、引き続き経営健全化と経営体質の強化への取組みが望まれるもの |
| (2)その他に関すること | ・USBメモリーを紛失するという事案が発生し、情報管理規程により再発防止に対する取組みが行われていたが、情報管理体制が不十分であったため、体制の見直しと再発防止策の徹底を求めたもの |